

# 消費税転嫁対策特別措置法に基づく情報受付窓口設置のお知らせ

平成26年4月1日に予定されている消費税率の引き上げに伴い、「消費税転嫁対策特別措置法(消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法)」が10月1日より施行されました。

市では、事業所等が「消費税の転嫁拒否行為の是正に関する特別措置」、「消費税の転嫁阻止阻害表示の是正に関する特別措置」の規定に違反する行為等に関する情報を収集するために、10月1日より情報受付窓口を建設経済部商工労働課に設置いたしました。

「消費税の転嫁拒否行為の是正に関する特別措置」、「消費税の転嫁阻止阻害表示の是正に関する特別措置」など以下の規定に違反する行為等がある場合は情報の提供をお願いします。

## 1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税の転嫁を拒む行為等が禁止されます。適用対象となる主な取引及び禁止される行為は以下のとおりです。

| 転嫁拒否等をする側(規制対象)(買い手)      | 転嫁拒否等をされる側(売り手)   |
|---------------------------|---|
| 大規模小売事業者                  | 大規模小売事業者と継続的に取引を行っている事業者  |
| 右欄の事業者等と継続的に取引を行っている法人事業者 | 資本金3億円以下の事業者・個人事業者等   |
| 禁止される行為                   | 具体例   |
| ①減額                       | 本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする契約をしていたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること                        |
| ②買ったたき                    | 原材料費の低減等の状況の変化がない中で、消費税率引き上げ前の税込価格に消費税率引き上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定めること                |
| ③商品購入、役務利用又は利益提供の要請       | 消費税率引き上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にディナーショーなどのチケットを購入させること                          |
| ④本体価格での交渉の拒否              | 本体価格(消費税抜価格)で交渉したいという申出を拒否すること  |
| ⑤報復行為                     | 転嫁拒否をされた事業者が①～④の行為が行われていることを関係機関等に通知したことを理由に、取引の数量を減らしたり、取引を停止するなど、不利益な取扱いをすること |

## 2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務について、消費税分を値引きする等の宣伝や広告が禁止されます。禁止される表示は以下のとおりです。

| 禁止される行為  | 具体例  |
|--|--|
| ①取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示  | 「消費税は当店が負担しています」<br>「消費税還元」、「消費税還元セール」<br>「当店は消費税増税分を据えおいています」               |
| ②取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずることの表示であって消費税との関連を明示しているもの | 「消費税上昇分値引きします」<br>「増税分は勉強させていただきます」<br>「消費税率の引き上げ分をレジにて値引きします」               |
| ③消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供することの表示であって②に掲げる表示に準ずるもの                | 「消費税相当分、次回の購入に利用できるポイントを付与します」<br>「消費税相当分の商品券を提供します」<br>「消費税増税分をキャッシュバックします」 |

## 3 価格の表示に関する特別措置

(1) 10月1日以降、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保や事業者の値札の貼り替えなどの事務負担に配慮する観点から、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が設けられます。

※消費者への配慮の観点から、上記の特例を受ける事業者はできるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

### 【具体的な表示の例】

(例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

(例2) 個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

(2) 事業者が、税込価格に併せて、税抜価格を表示する場合において、税込価格が明瞭に表示されているときは、景品表示法第4条第1項(不当表示)の規定は適用しないこととされました。

## 4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

平成26年4月1日以降に供給する商品又は役務を対象にした、事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル・表示カルテルが独占禁止法の適用除外となります。(公正取引委員会に対して事前に届け出ることが必要です。届出書の様式など、具体的な届出の方法については公正取引委員会ホームページをご覧ください。)

※転嫁とは消費税の増税分を商品価格に上乗せさせること。

転嫁カルテルとは、消費税の引き上げの際に、増税分を価格に上乗せすることを業者間で取り決めること。

表示カルテルとは、消費税の引き上げの際に、税額の表示方法を業者間で取り決めること。

問合せ先 商工労働課【☎0837(52)5224】【☎0837(52)3434】

# 市職員募集

このまちを愛し、その全てを大切にする人 を私たちは待っています。

「安全・安心の確保」「観光交流の促進」「産業の振興」「ひとの育成」「行財政運営の強化」

これら5つの基本目標に取り組むためには、市民の目線に立って、行政ニーズに的確に対応できる能力の形成や災害時などには迅速に対応できる体制を整えることが必要と考え【職員の市内居住】を基本としています。このまちを愛し市内に居住できる人の応募を待っています。

## ●試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種 |       | 採用予定人数 | 受験資格                                |
|------|-------|--------|-------------------------------------|
| 中級職  | 社会福祉士 | 若干名    | 昭和53年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を取得している人。 |

- 提出するもの 受験申込書、受験票、最終学校卒業（見込）証明書、成績証明書、取得免許証の写し、80円切手1枚
- 申込期間 10月1日☎～11月8日☎（※郵送の場合は必着となります。）
- 第一次試験日 12月1日☎
- 受験申込書の請求先 総務課、各総合支所総合窓口課、市ホームページからダウンロードもできます。
- 申込・問合せ先 総務課 ☎0837(52)1111

## 小型特殊自動車・農耕作業用自動車の申告について

フォークリフト、ショベルローダーなどの小型特殊自動車や、乗用装置のあるトラクター、コンバイン、田植え機などの農耕作業用自動車は、軽自動車税の課税対象です。公道を走行しない車両、現在使用していない車両でも所有していれば課税されます。

まだ申告をしていない人は速やかに手続きをして標識（ナンバープレート）の交付を必ず受けてください。

| 種別   | 小型特殊自動車                            |          |
|------|------------------------------------|----------|
|      | その他（農耕作業用以外）                       | 農耕作業用自動車 |
| 大きさ  | 長さ 4.7m以下<br>幅 1.7m以下<br>高さ 2.8m以下 | 制限なし     |
| 最高速度 | 15km/h以下                           | 35km/h未満 |
| 総排気量 | 制限なし                               |          |
| 税額   | 4,700円                             | 1,600円   |

自動車の大きさ、最高速度が上記の範囲外であれば大型特殊自動車に該当し、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。

※使用しない車両を処分した場合や所有者を変更した場合（家族内での変更においても）は、廃車・名義変更の手続きを必ずしてください。そのままにしておくと、いつまでも軽自動車税が課税されたり、元の所有者に課税されたりしますので、ご注意ください。4月1日を過ぎて廃車の手続きをすると、その年度は課税されます。

※登録申請をした時に渡しておりますナンバープレートは、登録時の車両にしか使用できません。もし、買い替え等で他の車両にナンバープレートを自分で付け替えて使用している場合は、登録時の車両を廃車申告していただき、新しい車両の登録申請を新たにさせていただきます（印鑑・外したナンバープレート・新しい車両の販売証明書を持参してください）。この時、ナンバープレートは新しい番号となります。

問合せ先 税務課 ☎0837(52)5234

## 平成25年秋季全国火災予防運動に伴う、非常用サイレンの機能点検

消防本部では、11月9日☎からの「秋季全国火災予防運動」開始の周知と非常用サイレンの機能を点検するため、次のとおり非常用サイレンを吹鳴します。

日時：11月9日☎ 6時から20秒間

場所：消防本部、サイレン設置消防団部隊機庫、サイレン設置公民館、秋芳町・美東町サイレン設置場所

その他：・火災時のサイレンと間違わないようにお願いします。

・万一、実火災が発生した場合は、直ちに火災時のサイレン吹鳴を開始します。

問合せ先 消防本部 ☎0837(52)2176

# 募集

## 「育てよう親のちから！」 講演会

「育てよう親のちから！」講演会を開催します。

お子さんの可能性を引き出すことができるお話がきけます。

お友達も誘って、ぜひ遊びに来てください。

●日時 11月22日(土) 10時～12時

●場所 市民会館

●内容

- ・講演「お母さん今でしょ！楽しい子育てのコツ学びませんか」

講師：西佐波保育園 園長  
渡辺二美子 先生

- ・ふれあいタイム

おやつを試食

※講演中は、託児を行います

●対象 乳幼児を持つ保護者と家族

●募集人数 先着50人

●参加費 無料

●申込方法 11月15日(土)までに市保健センターまでご連絡ください。

●主催 美祢市母子健康推進協議会

●共催 美祢市食生活改善推進協議会

●申込・問合せ先 市保健センター  
〔☎0837(53)0304〕

## ぱわふるシニア教室

毎日をぱわふるに過ごすために、運動や食事・お口の健康について一緒に学んでみませんか。

●日時 12月4日～平成26年2月26日までの毎週水曜日（ただし、1月1日は除く）全12回  
13時30分～15時30分

●場所 秋吉公民館

- 内容 運動、栄養、口腔について講話や実技
- 対象 65歳以上で、これまで運動教室に参加経験のない全回参加できる人
- 定員 20人
- 参加料 調理実習代 300円
- 申込期限・方法 11月25日(土)までに電話で申込みください。申込された人には、詳しい日程等を郵送でお知らせします。
- 申込・問合せ先 市地域包括支援センター  
〔☎0837(54)0138〕

## 平成25年度自衛官等募集

- 募集対象 陸上自衛隊 高等工科学校生徒
- 募集資格(平成26年4月1日現在) 中卒（見込含）17歳未満の男子
- 受付期間 11月1日(土)～平成26年1月10日(土)
- 試験日 1月18日(土)
- 募集説明会 自衛隊宇部地域事務所にて、随時実施
- 問合せ先 自衛隊宇部地域事務所  
宇部市松島町18-2  
松島ビル1F  
〔☎0836(31)4355〕

## 県営住宅入居者募集

- 応募資格
  - ・現に同居又は同居しようとする親族がある人（内縁関係にある人及び婚約者含む）
  - ・住宅に困っていることが明らかかな人
  - ・法で定める収入基準に該当している人
  - ・申込者、同居又は同居しようとする親族が暴力団員ではないこと
- 募集団地
  - ◆一般世帯向け住宅（1人での申込みはできません）
  - 西下領県営住宅(大嶺町東分・下領住宅)
    - ・募集戸数 1戸(3LDK)
  - 来福台県営住宅(大嶺町東分・来福台)
    - ・募集戸数 2戸(3LDK)
- 受付期間 11月20日(土)～11月30日(土)（期間内の消印有効）
- 入居予定時期

平成26年1月下旬

- 申込書請求・問合せ先  
（財）県施設管理財団県営住宅管理事務所宇部支所  
〒755-0033  
宇部市琴芝町1丁目1-50  
県宇部総合庁舎2F  
〔☎0836(37)0878〕

# お知らせ

## 市立病院からのお知らせ

9月30日から市立病院の医師を変更しました。

- 眼科（日/午後）  
能美医師→柳井医師（新）
- その他 診療日程に変更はありません。
- 問合せ先 美祢市立病院  
〔☎0837(52)1700〕

## 平成25年度美祢市障害者 就労施設等優先調達方針 について

この度平成25年度美祢市障害者就労施設等優先調達方針を策定しました。内容につきましては市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

- 問合せ先 地域福祉課  
〔☎0837(52)5227〕

## 美祢市シルバー人材センター 入会説明会

- 日時・場所 11月18日(土)
  - ・9時 美東事務所
  - ・10時30分 秋芳事務所
  - ・14時 美祢事務局
- 問合せ先 公益社団法人 美祢市シルバー人材センター美祢事務局  
〔☎0837(53)0541〕

## 歴史民俗資料館特別展

歴史民俗資料館では、平成25年度特別展「美祢市の5年」を開催します。合併後の市政や資料館の活動を紹介します。また、体験展示として鉄道模型の操作を実施します。

- 期間 11月3日回～12月22日回
- 休館日 毎週月曜日（11月4日回（開館します）・11月23日回）
- 入館料 無料
- 体験 鉄道模型操作体験
- 問合せ先 文化財保護課  
〔☎0837(53)0189〕

## 市有林立木（クヌギ）競売のお知らせ

市では、立木（クヌギ）の売買について、次のとおり一般競争入札を行います。

### ①入札に付する物件

- ①所在地 美祢市美東町長登
- ②樹種 クヌギ
- ③林齢 25年
- ④面積 1.05ha
- ⑤本数 約1,600本

### ②入札物件の説明及び現地案内の場所、日時

- ①日時 11月15日回 13時30分
- ②場所 市民会館2階会議室

### ③入札及び開札の場所、日時

- ①日時 11月29日回 13時30分
- ②場所 市民会館2階会議室

### ④入札参加者の資格 市内に住民登録されている人又は、市内で木材業を営む人で、市税の滞納がないこと。

### ⑤その他 入札参加希望者の人は、あらかじめ入札参加申込書の提出が必要ですので、説明会にご参加ください。

- 問合せ先 農林課  
〔☎0837(52)1115〕

## 市民総社会参加活動にぜひご参加を 秋の市民総社会参加活動統一日

市では、「自然と調和し、潤いと活力にみちたやすらぎと交流の郷」づくりの一環として、市民総社会参加活動を実施します。

花苗の植え付けや管理、空き缶拾い、清掃活動などにより、美しい環境とうるおいのあるまちづくりを進めたいと思いますので、多くの市民の皆さんのご参加をお願いいたします。

- 日時 11月16日回 14時～16時  
※地区の実情によっては、日時を変更して実施されても結構です。

みんなで住みよいまちづくりに取り組みましょう。

- 問合せ先 生涯学習スポーツ推進課  
〔☎0837(52)5261〕

## 一斉共同相談会

暮らしの中のありとあらゆる「困った」に複数の法律関連士業の資格者が協力し、様々な角度からお答えします。

- 日時 11月4日回 10時～16時
- 会場 宇部市文化会館研修ホール（宇部市朝日町8番1号）

### ●主催 山口法律関連士業ネットワーク（8団体）

### ●相談内容 日常で全ての困りごと相談

### ●相談員 司法書士、社会保険労務士、税理士、土地家屋調査士、弁理士、不動産鑑定士、弁護士、行政書士

### ●相談料 無料

### ●後援 宇部市

- 問合せ先 山口県行政書士会（当番会）  
〒753-0048 山口市駅通り二丁目4番17号

〔☎083(924)5059〕

〔☎0837(52)1115〕

## 第9回美秋木材まつり開催

地元で育った木材の良さを広く知っていただくため、美祢地域の木材や森林に関する催しが行われます。

- 日時 11月24日回  
10時～14時30分
- 場所 カルスト森林組合・サンワーク美祢（美祢市大嶺町東分）
- 主催 美秋木材まつり実行委員会
- 内容 木工・竹細工教室、農林産物の販売、美秋材端材の無料配布、もちまきなど
- 問合せ先 山口県美祢農林事務所森林部  
〔☎0837(52)1071〕

## 原爆被爆者・被爆二世定期健康診断（下期）

被爆者の人、被爆二世の人の定期健康診断を実施します。

対象となる人は、被爆者健診実施医療機関において、受診することができます。

- 日時 11月1日回～11月30日回

- 問合せ先 宇部保健福祉センター健康増進課地域保健班  
〔☎0836(31)3200〕

## いいお産の日

- 日時 11月3日回10時～15時
- 場所 小野田サンパーク
- 内容 手形・足形取り、育児相談、栄養指導、身長・体重測定、風船プレゼント、妊婦体験、パネル展示（助産師の仕事紹介）等
- 主催 山口県看護協会小野田支部助産師職能
- 問合せ先 山口労災病院産婦人科外来 岩崎美幸  
〔☎0836(83)2881〕

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口ご連絡してください。

問合せ先 地域福祉課〔☎0837(52)5228〕

さしのべた その手がこどもの 命綱

全国共通ダイヤル  
**0570-064-000**  
児童相談所に電話がつながります。



## 各種相談

### 年金相談

11月13日 9時30分～12時、13時～15時30分  
美祢市民会館  
予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

### 農業問題相談

11月20日 9時～11時30分  
農業委員会事務局  
予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241  
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

### 行政相談

11月20日 10時～12時  
美祢市民会館  
11月27日 13時30分～16時30分  
嘉万公民館

### 心配ごと相談

毎週水曜日 13時30分～16時30分（受付16時まで）  
11月6日 伊佐公民館、赤郷公民館  
11月13日 美祢市社会福祉協議会、  
秋芳地域福祉センター  
11月20日 美祢市社会福祉協議会、  
美東地域福祉センター  
11月27日 美祢市社会福祉協議会、嘉万公民館

### 職業相談

11月13日 10時～15時 サンワーク美祢  
11月20日 10時30分～11時30分  
美祢市美東センター  
11月20日 13時～14時 嘉万公民館  
11月27日 10時～15時 サンワーク美祢  
問合せ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

### 人権相談

11月6日 13時30分～16時30分  
赤郷交流センター  
11月13日 13時30分～16時30分  
秋芳地域福祉センター  
11月20日 10時～15時  
美祢市民会館

### 司法書士による無料法律相談会

11月7日 13時～16時 美東総合支所  
12月5日 13時～16時 美祢市役所  
(11月28日 予約開始)

### 弁護士による無料法律相談

11月21日 13時30分～16時 美祢市役所  
(11月14日 予約開始)  
予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

## 日曜休日当番医

| 美祢市医師会           | 診療時間    | 9時～17時        |
|------------------|---------|---------------|
| 11月3日 山本医院       | [大嶺町中村上 | ☎0837(52)1516 |
| 11月4日 三澤医院       | [西厚保町大村 | ☎0837(58)0011 |
| 11月10日 野間クリニック   | [大嶺町長ヶ坪 | ☎0837(54)0510 |
| 11月17日 同もの園クリニック | [於福町萩原  | ☎0837(56)5000 |
| 11月23日 札幌クリニック   | [大嶺町吉則  | ☎0837(52)2847 |
| 11月24日 藤村内科クリニック | [大嶺町前川通 | ☎0837(54)1420 |

| 美祢郡医師会             | 診療時間   | 9時～17時        |
|--------------------|--------|---------------|
| 11月3日 時澤医院         | [秋芳町秋吉 | ☎0837(62)0015 |
| 11月4日 美東病院         | [美東町大田 | ☎08396(2)0515 |
| 11月10日 さかい内科クリニック  | [秋芳町秋吉 | ☎0837(62)1200 |
| 11月17日 美東病院        | [美東町大田 | ☎08396(2)0515 |
| 11月23日 あきよし竹尾クリニック | [秋芳町秋吉 | ☎0837(63)0088 |
| 11月24日 美東病院        | [美東町大田 | ☎08396(2)0515 |

## 保健だより

| 育児相談                              | 育児学級                          |
|-----------------------------------|-------------------------------|
| 11月6日 13時30分～15時<br>美祢市保健センター     | 11月1日 10時～11時30分<br>美祢市保健センター |
| 11月21日 9時30分～11時30分<br>秋芳保健センター   |                               |
| 11月28日 9時30分～11時30分<br>美東保健福祉センター |                               |

## 11月納付 カレンダー 12月2日

| 納付種別        | 納付対象 |
|-------------|------|
| 有線テレビ使用料    | 4期   |
| 国民健康保険税     | 5期   |
| 後期高齢者医療保険料  | 5期   |
| 介護保険料       | 5期   |
| 住宅使用料       | 11月分 |
| 下水道事業受益者負担金 | 3期   |



# わたしの学校 ぼくの学校

## わんぱく山でわくわく体験～栞づくり～

於福小学校

本校の森林教育活動は、今年で17年目を迎えます。わんぱく山での自然体験を通して、環境を守ることの大切さを学んだり、ふるさとの良さを感じたりしています。

今年も外部の講師に教わりながら、春には「シダの観察をしよう」という活動で、いろいろな種類のシダを発見し、スケッチしました。また、今回は児童の思いを活かして、「標本づくり」「栞づくり」にも挑戦し、素敵な作品を作り上げることができました。



## ふるさと子どもガイド

本郷小学校

10月1日と3日に、学年縦割りの4班に分かれて、観光客の方々に秋吉台のガイドをしました。それぞれの班で、秋吉台の自然や生き物、歴史を調べてパネルにまとめ、絵もつけて分かりやすく説明しました。楽しく聞いてもらえるようなクイズも入れました。パンフレットやグループの名刺も用意しました。

一緒に写真に写ったり、後日、お便りをもらえたりすることもうれしいけど、たくさんの人に秋吉台のことを知ってもらえることが一番うれしいです。



## 日本ジャンボリー交流会

伊佐中学校

8月6日(日)に、第16回日本ジャンボリー「地域プログラム」の学校訪問がありました。これは、「協働」と「国際理解」をキーワードとし、国内外のスカウトを迎えて互いの文化・生活を紹介し、親睦を深めることを目的として行われたものです。

当日は、気温35℃を超える炎天下の中、香港、パラグアイ、ニカラグアの3カ国をはじめ、大阪、長野の国内組を含めて40人のスカウトを歓迎しました。よさこい踊りと吹奏楽部による演奏で歓迎し、生徒会が企画した自己紹介や折り紙などの体験活動で親睦を深めるなど、大いに盛り上がりました。

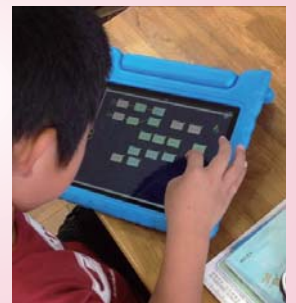


## 美祿市教委から発信します

### ICT機器を活用した授業

市内の小・中学校では、電子黒板や実物投影機、タブレット端末などのICT機器を使った授業が行われています。特に、複式学級をもつ小学校においては、効果的に活用されています。

右は、小学3年生が、国語の授業において、タブレット端末を使用した様子です。児童は、いくつかの語句の中から主語・述語・修飾語を並び替え、つなぎ合わせて文を作ります。作った文を画面上の「トンネル」に入れると、先生と他の友だちの端末に瞬時に届くようになっており、みんなと考えを共有することができます。



市では、これからも子どもたちの思考力・判断力・表現力育成のために、ICT機器を使った効果的な授業づくりを目指していきます。